

会 議 録 (要 旨)

会 議 の 名 称	平成30年度 第1回東村山市使用料等審議会				
開 催 日 時	平成31年2月14日 (木) 午後6時30分～7時45分				
開 催 場 所	東村山市役所いきいきプラザ3階 マルチメディアホール				
出 席 者 及 び 欠 席 者	<p>●出席者：</p> <p>(委 員) 鈴木委員 (会長)、吉井委員 (職務代理)、小山委員、谷委員、長谷川委員 増田委員、松村委員、森委員</p> <p>(市) 渡部市長、荒井副市長</p> <p>(所 管) 堀口資産マネジメント課長、千葉資産マネジメント課主査</p> <p>(事務局) 間野経営政策部長、河村経営政策部次長、 笠原企画政策課長、長谷川企画政策課課長補佐、東企画政策課主査 大矢企画政策課主事</p> <p>●欠席者：なし</p>				
傍 聴 の 可 否	可	傍聴不可の場合 はその理由	/	傍聴者数	1名
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 委嘱状交付 2 委員及び事務局の紹介 3 開会 4 会長の互選、会長職務代理の指名 5 傍聴に関する定め及び会議の公開 6 市長挨拶 7 諮問 8 審議 9 その他 10 閉会 				
問 い 合 わ せ 先	東村山市使用料等審議会事務局 (東村山市経営政策部企画政策課) 住所：〒189-8501 東村山市本町 1-2-3 電話：042-393-5111 (内線 2213)				
会 議 経 過					
<p>1 委嘱状交付</p> <p>2 委員及び事務局の紹介</p> <p>3 開会</p> <p>4 会長の互選、会長職務代理の指名 ○会長に鈴木委員、職務代理に吉井委員が選出された。</p> <p>5 傍聴に関する定め及び会議の公開 ○現行の傍聴に関する定めを引き続き適用すること、審議会及び会議録の公開、傍聴者への会議資料の配付・持ち帰り許可、会議録の発言者名表記不可(会長・委員表記)で決定された。</p>					

6 市長挨拶

【市長】

・平成30年度第1回東村山市使用料等審議会委員の皆さまには、公私ともに大変ご多用の中、また、非常に寒い中にもかかわらず、ご出席を賜り感謝申し上げます。今般は、使用料の考え方そのものの基本方針を定めていただく、重要な任務を担ってこれからご指導いただくことになる。それぞれ専門的な見地の方々、あるいは市内で事業を営まれているの方々、そして市民的な視点でご参加いただいているの方々、それぞれの立場でより良い使用料のあり方について慎重にも十分な審議を尽くしていただければと考えている。新地方公会計制度が導入されたことから、使用料をいただいている施設については人件費等を含めたフルコストが明確に見える化されることを踏まえて、どのように考えていかなければならないかということと、残念ながら市が保有する施設、道路インフラ等も含めて、軒並み老朽化をしていて、今後どのようにこれらを効率的・計画的に更新していかなければならないかということも大きな課題になっている。使用料もそうした更新や改修の財源として考えていくべきであるのか、そういったことも踏まえてこれからの使用料の考え方を定めていただく必要があると思っている。しかし、市の保有している公共施設については、それほど利用率が高いわけではなく、施設によってかなりの差がある。市民の皆さまの利用実態等も勘案し、その目的に適うように、公共施設の利用といった面からもご議論を兼ねていただければありがたい。今後2年に渡ってのご審議を心からお願い申し上げます。

7 諮問 「使用料・手数料の基本方針（改訂版）」の見直しについて

○市長より会長に「使用料・手数料の基本方針（改訂版）」の見直しについて諮問が行われた。

【諮問理由】

市では平成25年10月に貴審議会の答申を受けて作成した「使用料・手数料の基本方針」（改訂版）（以下「基本方針」（改訂版）という。）に基づき使用料・手数料の設定を行ってきた。

この「基本方針」（改訂版）を策定してから5年が経過しており、新地方公会計制度への対応や公共施設を取り巻く状況の変化等、新たな行政課題に対応していく必要があり、これを見直していきたいと考えていることから、貴審議会に意見を求めたく、ここに諮問する。

8 審議

○事務局より「使用料・手数料の基本方針（改訂版）」の見直しの諮問に至る経緯と趣旨及び検討課題について説明を行った。【資料（平成30年度第1回使用料等審議会）】

【委員】

・今後の東村山をどう他市と差別化していくかというような大きな戦略の中での原価算定だと考えている。そのコンセプトはどのように考えているのか、あるいはその上位戦略との関係性を伺いたい。

【事務局】

・当市としては、使用料に関する直接の上位計画ではないが、市が現在保有している公共施設の延べ床面積をこれ以上増やすことは財政的な面を含めて難しいため、効率的・効果的な施設の運用を目指し、公共施設等総合管理計画を策定している。受益者負担の考え方で運営している施設については、受益者負担割合で求められる料金が理論上適正価格と考えられているが、料金を最終的に決定するには、利用する市民の方への影響や近隣自治体との均衡も考える必要があるため、統一基準での財務書類ができた場合には、受益者負担

割合も近隣自治体及び規模が類似している団体との比較が容易となる。そういった点からも将来的な公共施設のあり方、特に受益者負担及び使用料・手数料をいただいている施設のあり方については、総合的に勘案して施設コストに対する受益者負担割合を検討していきたい。多角的な分析を含めて検討していく上でも、現行の基本方針に新地方公会計制度に基づく考え方を盛り込み、議論をしていただければと考えている。公共施設等総合管理計画含め上位計画との整合性も図りながらこの使用料手数料についても考えていきたい。

【委員】

・平成 17 年度に定めた使用料の基本方針については、負担の公平性をもとに統一的な算定基準をもって決めていくということであった。手数料については、実費弁済と他市との均衡という意味合いであったと思われる。今般の基本方針の見直しは、この考え方の見直しではないという認識で良いか。

【事務局】

・平成 17 年度に定めた基本方針をゼロから見直すということではなく、現在の社会情勢と我々を取り巻く環境の変化に柔軟に対応する方針に変えていきたいということである。受益者負担の算入については、負担割合が 4 象限というかたちになっているが、10 年前であれば公共でしか担えないサービスであったものが、今では民間の事業者でも提供できるようになった。そうした点から、受益者負担の性質別の割合や建設費、人件費、償却資産の考え方等も含めて見直したいと考えている。

【委員】

・例えば、25 年度に整理した内容のような基本方針の見直しを我々が審議するというところでよろしいか。

【事務局】

・たたき台は我々の方である程度考え、その都度審議会にお諮りさせていただきたいと考えている。平成 25 年度においては、土日料金のあり方や免除の考え方等、平成 17 年度の基本方針の運用の部分の整理をさせていただいたが、今回に関しては算定の根拠の部分に関して少し踏み込ませていただきたい。公会計の統一基準における受益者負担割合についても、シミュレーション等も踏まえ、委員の皆さまにぜひ専門的な知見、あるいは市民目線でご意見を頂戴しながら整理していきたい。

【委員】

・今後重要になってくることは、セグメント分析であると思われる。要はセグメント情報をどれだけ公開ができるのか、もしくはどれだけ細かい情報を得ることができるのかということである。セグメント情報の公表について、統一的な基準となる指針も今後出てくるように思われる。具体的に公民館の使用料 1 時間当たりいくらというところまで踏み込めるかは、中身のセグメント情報次第である。使用料の審議について、セグメント分析のこの表が基になっていると言えるような形で情報を公開または構築していただきたい。

【事務局】

・新年度以降、平成 29 年度の決算における財務書類をこの場で公表し、数字を見ていただいて、ご意見を頂戴できればと思っている。

【委員】

・限られた時間と回数の中で、非常に細かい資料を分析して回答を得るといのはなかなか難しい。会議資料について、何か読みやすい工夫をしていただくと効率的な会議になると思うため、どうぞよろしくお願いしたい。

【委員】

・やるかやらないかは別として、民業を圧迫しない使用料の算定ということを基本方針で検討していただきたいと思っている。例えば、運動公園や市役所を利用する際、近くにコインパーキングもあるが、無料である市の駐車場に車を停める方が多い。近隣の市役所は基本的に有料駐車場であり、他市との差を感じる。いずれにしても民業を圧迫しないということが一番大切であると考えている。また、先ほど他の委員がおっしゃられた、市としての今後の方向性である戦略的なことも踏まえて、「こういった目的があり、これを実現するためにこうしたい、だからこれを整備したいので使用料についてはこう」という流れであるとストレートに伝わりやすい。財政的な面から考えると、市としては公共施設を増やさずに圧縮的に効率的にという考えは非常に理解できる。

【委員】

・韓国のソウルにおいては、義務的行政サービスを徹底的に IT 化し、役所に行かなくてもスマートフォンで各種申請ができる。義務的サービスのコストを下げることで施設に関わるコストが削減でき、貴重な税金を必要な投資に振り分けることができる。交通政策においても、市内の中心部に車が入らないよう、公共交通のネットワークを充実させ、そのコストを安くし、かえって車で行くコストを上げる。これは明確に行政の側の意思が価格設定に働いている。このようなことを行いながら、ソウルはアジアの中でも先端的な都市を目指している。日本の法制度の中では難しいが、案外、今ボトルネックになっている議論の出口となるかもしれないということで参考までにお話させていただいた。

【会長】

・それでは、本来は見直しの時期であるが、まずは現行の基本方針を見直すという考え方で概ね良いと思われる。事務局は委員からのご意見等を踏まえ、次回までに準備をお願いしたい。

9 その他

○次回の使用料等審議会の開催については、財務書類の整備状況等踏まえた上で、改めて日程調整を行う。

10 閉会

以上